



# 消費税のインボイス制度が始まりました ～影響と留意点～

令和5年11月14日  
YAC税理士法人

## ➤ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)で何が変わるのか

### ・変わるの『仕入税額控除の要件』

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」  
(以下「インボイスQ&A」といいます)より

#### ※「仕入税額控除」とは？

納付すべき消費税額(売上代金と一緒に預かった消費税)から控除することができる消費税額(仕入代金や経費の支払い時に支払った消費税)

つまり、インボイスが無いと、納付すべき消費税額の計算上、仕入代金や経費の支払い時に支払った消費税を、預かった消費税から控除することができなくなります。(令和5年10月1日からは支払先から「適格請求書等」の交付を受け、その「適格請求書等」(インボイス)を保存しているものしか課税仕入になりません)

これに伴い、

国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方(課税事業者に限ります。)から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書の交付義務が課されます。

そして、

適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

つまり、令和5年10月1日以降は、インボイス(要件を満たした請求書や領収書など)のない支払いは、課税事業者が納付する消費税の計算上、控除項目(経費)として使えなくなってしまうことになります。(経過措置あり)

## ➤ 具体例

＜今まで＞



(1) 取引先が課税事業者の場合

$$\begin{aligned}
 \text{利益} &= 15,000 - 10,000 = 5,000 \\
 \text{納付消費税} &= 1,500 - 1,000 = 500
 \end{aligned}$$

(2) 取引先が免税事業者の場合も全く同じ

$$\begin{aligned}
 \text{利益} &= 15,000 - 10,000 = 5,000 \\
 \text{納付消費税} &= 1,500 - 1,000 = 500
 \end{aligned}$$

**※取引先が実際に消費税を納めているかどうかは問われていなかった(取引の内容だけが重要だった)**

## ➤ 具体例

＜適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後＞



(1) 取引先がインボイスを発行した場合(今までと同じ)

$$\begin{aligned}
 \text{利益} &= 15,000 - 10,000 = 5,000 \\
 \text{納付消費税} &= 1,500 - 1,000 = 500
 \end{aligned}$$

(2) 取引先がインボイスを発行しなかった場合

$$\begin{aligned}
 \text{利益} &= 15,000 - 11,000 = 4,000 \\
 \text{納付消費税} &= 1,500 - 0 = 1,500
 \end{aligned}$$

**※当社は利益が減り、消費税の納付額が増える。**

なお、免税事業者（消費税を納めていない事業者）が消費税を請求したり受取ったりすることは、禁じられていません。

## ➤インボイス制度が始まって問い合わせの多い事例等

### ・インボイスの要件

登録番号(T+数字13桁の番号)さえあればOK?

【インボイスQ&A問1より】

適格請求書とは、次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいいます(消法57の4①)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## ➤インボイス制度が始まって問い合わせの多い事例等

次の事業については、適格請求書(インボイス)に代えて、適格簡易請求書(簡易インボイス)の交付が認められています。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限ります。)
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

また、簡易インボイスの記載事項は以下の通りです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率(どちらか一方でOK)

※宛名の記載は不要

## ➤インボイス制度が始まって問い合わせの多い事例等

### ・立替払い

別紙資料参照

### ・電気料金等

～東北電力ホームページ～

電気ご使用実績照会サービスより適格請求書のPDFをダウンロードすることができます。

現在弊社が発行している請求書類は一部を除き適格請求書としてご利用いただけません。

電気ご使用実績照会サービスより適格請求書のPDFをダウンロードすることができます。

なお、10月の制度開始前までにご利用登録が必要となりますので、以下のサイトから登録手順のとおり、お手続きをお願いいたします。

ご請求先がある場合は、ご請求先名義となり、ご請求先がない場合はご契約名義となります。

～仙台市水道局ホームページ～

水道料金等にかかる適格請求書(インボイス)交付にはお申し込みが必要です。



**YINC**  
**GROUP**